

第七十一号議案

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加える。

第二十五条第一項中「いう。」の下に「以下この条及び」を加え、同条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間

で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第二十六条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十四条第二項第三号中「身体的拘束等」を「第十八条第四項の規定による身体的拘束等」に改め、「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同項第四号及び第五号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第三十五条中「第一号」を「第二号」に改める。

第四十一条第一項中「、交付」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和七年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第二十六条第三項（新条例第四十条並びに附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第十六号）の施行による軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第七号）の改正に伴い、入所者が医療

を必要とした際の連携協力に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。